

地域再生法に基づく優遇制度

■制度の概要

国の地方創生に係る施策の一環として、地方で安定した良質な雇用の創出を図り、地方への新たな人の流れを生み出すために創設された制度で、本社機能等の移転・拡充に対し優遇措置を受けることができます。

■主な優遇制度

	◆移転型事業	◆拡充型事業
内容	<p>■東京 23 区にある本社機能の全部、又は一部の移転</p>	<p>■地方にある企業の本社機能等の拡充</p> <p>○鹿児島県に本社のある企業がその本社を増築した場合</p> <p>○東京 23 区以外に本社を置く企業が鹿児島県に移転した場合</p>
国 税	<p>■オフィス減税</p> <p>○建物等の取得価格に対し 特別償却 25% 又は 税額控除 7%</p> <p>※大企業で取得価格が 10 億円以上、雇用 60 人以上の場合又は中小企業で雇用 20 人以上の場合、税額控除率等を引上げ 特別償却 25% 又は 税額控除 8%</p> <p>・適用対象 事務所等の建物、建物附属設備、構築物</p> <p>○中古資産を購入・改修した場合 特別償却 15% 又は 税額控除 4%</p> <p>・取得価格 4,500 万円以上 (中小企業 1,000 万円以上)</p> <p>・限度額 当期法人税額等の 20% (雇用促進税制との合算)</p>	<p>○建物等の取得価格に対し 特別償却 15% 又は 税額控除 4%</p> <p>※大企業で取得価格が 10 億円以上、雇用 60 人以上の場合又は中小企業で雇用 20 人以上の場合、税額控除率等を引上げ 特別償却 20% 又は 税額控除 5%</p> <p>・適用対象 事務所等の建物、建物附属設備、構築物</p> <p>○中古資産を購入・改修した場合 特別償却 10% 又は 税額控除 2%</p> <p>・取得価格 4,500 万円以上 (中小企業 1,000 万円以上)</p> <p>・限度額 当期法人税額等の 20% (雇用促進税制との合算)</p>
	<p>■雇用促進税制</p>	
	<p>オフィス減税へ一本化。 令和 8 年 3 月 31 日までに整備計画の認定を受けた事業者には経過措置。</p>	<p>オフィス減税へ一本化。 令和 8 年 3 月 31 日までに整備計画の認定を受けた事業者には経過措置。</p>

	◆移転型事業	◆拡充型事業
地方税	<p>■事業税：課税免除（3年間）</p> <p>■不動産取得税：課税免除</p> <p>■固定資産税：課税免除</p> <p>○適用対象 減価償却資産 （土地、建物、機械附属設備、 機械及び装置等）</p> <p>○取得価格 3,800万円以上 （中小企業1,900万円以上）</p>	<p>■不動産取得税：税率を1/10に軽減</p> <p>■固定資産税：課税免除</p> <p>○適用対象 減価償却資産 （土地、建物、機械附属設備、 機械及び装置等）</p> <p>○取得価格 3,800万円以上 （中小企業1,900万円以上）</p>

■優遇制度を受けるためには

まずは、地方活力向上地域特定業務施設整備計画を鹿児島県に申請し、認定を受ける必要があります。

○事業計画の認定要件

- ・鹿児島県の地域再生計画（鹿児島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画）に適合すること。
 - ① 特定業務施設（本社機能等）の整備（新增設、賃貸借、用途変更）が行われていること。
 - ② 事業の実施地域が県計画に記載する区域内であること。
 - ③ 事業の実施期間が県計画の期間内（R15.3.31まで）であること。
- ・本社機能等において常時雇用する従業員（新規雇用及び東京23区から転勤する従業員）の数が5人（中小企業1人）以上増加すること。
- ・常時雇用する従業員が101人以上の事業者は男女間賃金差異を公表すること。
- ・雇用者の供用年度の末日の2ヶ月前～末日までの間に、ハローワークから、事業主都合による離職がないことの確認を受けること。

◆国（内閣府）

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/index.html>

◆県

<http://www.pref.kagoshima.jp/af03/sangyo-rodo/kigyo/officetransfer/honsyakinou.html>